

利益相反管理方針

株式会社 Custodiem（以下「当社」という。）は、暗号資産交換業に関する内閣府令第23条第2項第3項に基づき、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下、「利益相反取引」という）を適切な方法により特定・類型化し、お客様の保護を適正に確保するために利益相反取引を管理する体制を利益相反管理方針として策定、法令等に従って当社の利益相反管理方針の概要をここに公表致します。

1. 利益相反取引

「利益相反取引」とは、暗号資産交換業に関する内閣府令第23条第2項第3号に基づき、当社が行う取引に伴い、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反管理の対象となる取引と特定方法

当社では、前条に規定する「利益相反取引」を利益相反管理の対象となる取引とし、その特定に当たっては、以下の事情を考慮し検討するものとします。

- (1) お客様が自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合
- (2) お客様の犠牲により、当社が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合
- (3) お客様との取引の結果、お客様の利益とは明確に区別される利益を取得する場合
- (4) お客様の利益よりも他のお客様を優先する経済的その他の誘因がある場合
- (5) お客様以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若しくはサービスの形で誘因を得る場合、又は将来得ることになる場合

なお、当社は、利益相反に該当するか否かの判断において、当社のレピュテーションに対する影響がないか等の事情も総合的に考慮します。

3. 類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものの、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があることに留意します

類型	お客様と利害関係人	お客様と当社の他のお客様
利害対立型	お客様と利害関係人の利害が対立する取引	お客様と当社の他のお客様との利害が対立する取引
競合取引型	お客様と利害関係人が競合する取引	当社のお客様と他のお客様とが競合する取引
情報利用型	利害関係人がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して、当社または利害関係人が利益を得る取引	当社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して、当社の他のお客様が利益を得る取引

4. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理体制の整備及びその運用等に関する事項を統括する者として、利益相反管理統括者を設置するとともに、適切な利益相反管理を遂行するため、営業部門から独立した利益相反管理統括部署が、対象取引の特定および管理を一元的に行うものとします。対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより利益相反管理を行います。

- (1) 情報隔壁の設置による部署間の情報遮断
- (2) 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
- (3) 対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法
- (5) その他の方法

5. 利害関係人の範囲)

当社における利益相反管理の対象となる利害関係人は以下の通りです。

- (1) 当社
- (2) その他、当社において管理が必要と認める会社

以 上